

五戸町多目的グラウンド設置条例

(設置)

第1条 この条例は、スポーツ・レクリエーション活動の活性化と地域住民の交流の場づくりを通じて、町民の健康維持・増進と地域の絆を深めることを目的として、人工芝を敷設した五戸町多目的グラウンド（以下「グラウンド」という。）を設置し、その管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 グラウンドの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
五戸町多目的グラウンド	五戸町字上新井田10番地2

(指定管理者による管理)

第3条 グラウンドの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「地自法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) グラウンドの使用の許可に関する業務
- (2) グラウンドの使用に係る料金（照明設備の使用に係る料金を含む。）の収受、減免及び還付に関する業務
- (3) グラウンド及びその附属設備の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

(使用許可及び条件)

第5条 グラウンドを使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、グラウンドの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(使用の制限)

第6条 指定管理者は、グラウンドの使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、善良な風俗を害し、又は公益を害するおそれがあるとき。

- (2) グラウンド又はその附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
 - (3) グラウンドの管理上支障があるとき。
 - (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）の利益になると認められるとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者がその使用を不適当と認めるとき。
- （使用許可の取消し等）

第7条 指定管理者は、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例若しくはこれに基づく規則又は使用許可の条件に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正行為により使用の許可を受けたとき。
 - (3) 前条各号のいずれかに該当することとなったとき。
 - (4) 公益上やむを得ない理由が生じたとき。
- 2 前項の規定（第4号の場合は、災害等による緊急の必要があるときに限る。）による処分によって使用者に損害を及ぼすことがあっても、町及び指定管理者は、その賠償の責めを負わない。

（使用料金）

第8条 グラウンドの使用に係る料金（照明設備の使用に係る料金を含む。以下「使用料金」という。）は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。

- 2 使用料金は前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 使用料金は、指定管理者の収入とする。

（使用料金の還付）

第9条 既納の使用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 災害その他不可抗力により使用できなくなったとき。
 - (2) 第7条第1項第4号の規定により使用の許可を取り消したとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特別の理由があると認めるとき。
- （使用料金の減免）

第10条 指定管理者は、公益上必要があると認められるときその他教育委員会が特別の理由があると認めるときは、使用料金を減額し、又は免除することができる。

(目的外使用等の禁止)

第11条 使用者は、許可を受けた目的以外にグラウンドを使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別設備の設置等の許可)

第12条 使用者は、グラウンドの使用に当たり特別の設備を設置し、又は特殊な物品を搬入しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(秩序の保持)

第13条 使用者その他グラウンドに入場する者は、グラウンド内の秩序を保持し、グラウンド及び附属設備の保全に努めるとともに、指定管理者の指示に従わなければならない。

(入場の拒否等)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒否し、退場を命じ、又はその他の必要な措置を講ずることができる。

- (1) 感染性疾患があると認められる者
- (2) 秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められる者
- (3) 指定管理者の指示に従わない者
- (4) その他管理上入場を不相当と認める者

(原状回復義務)

第15条 使用者は、グラウンドの使用を終えたとき、又は第7条第1項の規定により使用を停止され、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちにこれを原状に回復し、返還しなければならない。ただし、指定管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 教育委員会は、使用者が前項の義務を履行しないときは、自ら原状に回復し、又は第三者にこれを行わせ、その費用を当該使用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第16条 グラウンド又はその附属設備を損傷し、又は滅失した者は、教育委員会の指示に従い、これを原状に回復し、又はその損害の賠償をしなければならない。

(教育委員会による管理)

第17条 町長が、地自法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定管理者が天災その他の事由によりグラウンドの管理を行うことが困難となったときは、教育委員会は、グラウンドの管理に係る業務の全部又は一部を行うものと

する。

- 2 前項の場合において、第5条から第7条まで、第9条、第10条及び第12条から第14条までの規定中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第9条及び第10条の規定中「使用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の場合において徴収する使用料は、別表に定める額とし、町の収入とする。
- 4 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 指定管理者の指定その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表（第8条、第17条関係）

1 使用に係る料金

区分			使用に係る金額	
スポーツに使用する 場合	サッカーコート	全面	1時間につき	3,600円
		半面	1時間につき	1,800円
	フットサルコート		1時間につき	900円
催物に使用する 場合	入場料を徴収しない場合 (営利目的以外)		1時間につき	4,500円
	入場料を徴収しない場合 (営利目的)		1時間につき	9,000円
	入場料を徴収する場合		1日につき	最高入場料の100人分 に相当する額に消費税 相当額を加算した額
設備、器具等			教育委員会が別に定める額	

2 照明設備に係る料金

区分		照明設備に係る金額 (1時間につき)
サッカーコート	全面	800円
	半面	400円
フットサルコート		100円

備考

- 1 「入場料」とは、入場料、会費、賛助金、寄附金その他いかなる名目にかかわらず、グラウンドに入場する者から使用者が徴収する金銭をいう。
- 2 サッカーその他のスポーツの試合であっても、入場料を徴収するものは、入場料を徴収する場合として扱い、営利を目的とするもので入場料を徴収しないものは、入場料を徴収しない場合（営利目的）の区分による。
- 3 この表の規定により算定した入場料を徴収する催物に係る額が、入場料を徴収しない場合の額を下回るときは、営利を目的としないときは入場料を徴収しない場合（営利目的以外）の額とし、営利を目的とするときは入場料を徴収しない場合（営利目的）の額とする。
- 4 照明設備に係る料金は、グラウンドの使用目的に関わらず、実際に点灯した区分に応じて徴収する。
- 5 1時間につきの額を定める区分の使用時間は、30分を単位として計算する。
- 6 30分当たりの額は、1時間につきの額の2分の1の額とする。
- 7 この表に基づいて算定した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。